

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

(新設)

○介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

第37条の10 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定調査機関が、不正の手段により、法第115条の36第1項の指定を受けたとき。
- 二 指定調査機関が、第37条の3第1号、第5号、第7号及び第8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定調査機関が、第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。
- 四 指定調査機関が、第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。
- 五 指定調査機関が、第37条の6第1項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。
- 六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

第37条の3 都道府県知事は、指定調査機関（法第115条の36第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、調査事務（法第１１５条の３６第１項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第３７条の１０第１項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して２年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第３７条の１１において準用する第３７条の１０第１項の規定により指定情報公表センター（法第１１５条の４２第１項に規定する指定情報公表センターをいう。第３７条の１１において同じ。）の指定を取り消され、その取消の日から起算して２年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうちに、第５号に該当する者があるとき。

(指定調査機関の指定の公示等)

第37条の4

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(調査の方法)

第37条の5 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査事務規程)

第37条の6 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第37条の8 都道府県知事は、指定調査機関が第37条の3第2号から第4号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。